

## 横浜市いじめ問題専門委員会運営要綱

制定 平成 26 年 3 月 25 日 教人児第2213号（教育長決裁）  
最近改正 令和 7 年 3 月 31 日 教人児第2459号（教育長決裁）

### （趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成 26 年 2 月横浜市条例第 7 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### （担当事務）

第2条 専門委員会は、条例第 11 条の規定に基づき、次の事項を担当する。

- (1) いじめ問題に係わる事例検討及び対応策の協議
- (2) いじめの防止等のための調査研究及び防止策の審議
- (3) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 28 条第 1 項に規定するいじめの重大事態に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議
- (4) 児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に係る調査及び再発防止に資する対応策の審議
- (5) その他教育委員会が必要と認める事項

### （委員）

第3条 委員会の委員は、次に掲げるものから教育委員会が任命する。

- (1) 法律、医療、心理、福祉、教育等に関する専門的知識を有する者であつて、いじめ問題に造詣が深く、前条の調査審議する事項に関し必要な知識又は経験を有する者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

### （臨時委員）

第4条 条例第 13 条で規定する臨時委員は、前条の規定を準用し、教育委員会が任命する。

- 2 前条の規定により任命する臨時委員は、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。
- 3 臨時委員の任命にあたり、教育委員会は、専門委員会の意見を聴取することができる。

### （調査等）

第5条 第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する調査は、次の事項を配慮するものとする。

- (1) 各委員は、調査の公平性・中立性・透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- (2) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を合わせて行うことも差し支えないものとする。
- (3) 調査に当たっては、学校の調査結果を検証するとともに、学校から調査に関する資料等の提供を求め、児童生徒へのアンケートや学校、児童生徒、保護者等その他の関係者からのヒアリング及び現地調査等を実施することができる。
- (4) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。

- 2 専門委員会は、学校及び教育委員会事務局が行う調査に対し、専門委員会の委員を派遣し、助言・支援することができる。
- 3 専門委員会の委員の中に、調査対象となる当該事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合、その者は当該事案に係る調査審議に参加することはできない。
- 4 教育委員会は、いじめ重大事態に係る調査主体及び調査結果の公表を判断するに当たり、専門委員会の意見を聴取することができる。
- 5 教育委員会は、児童生徒の自殺又は自殺が疑われる死亡事案に関し、専門委員会による調査が必要かどうか判断するに当たっては、学校の調査結果を専門委員会に提供し、その意見を聴取するものとする。

#### (報告等)

第6条 専門委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時・適切に教育委員会へ報告するものとする。

#### (議事の運営等)

第7条 専門委員会の開会、閉会、中止等は、委員長がこれを宣告する。

- 2 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、討論及び議決の順序によるものとする。ただし、委員長が認める場合はこの限りでない。
- 3 会議において発言しようとする者は、委員長を呼び、委員長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。
- 4 委員長は、質疑及び討論の終結を宣告しようとするときは、会議に諮り、討論を行わないで、これを決定するものとする。
- 5 委員長は、採決するときには、その旨を宣告するものとする。

#### (会議の公開)

第8条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、専門委員会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、不開示情報に該当する事項を審議する場合等、専門委員会が認めた場合、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議を非公開とするときはその旨を宣言する。
- 3 会議の非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長はその指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

#### (秩序の維持)

第9条 専門委員会の会議の傍聴者の定員は、委員長が定める。

- 2 会議の傍聴を希望する者は、傍聴の申込をすることとし、定員を超えた場合は先着順とする。
- 3 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。
- 4 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。
- 5 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

- 6 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力を求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

#### (意見の聴取等)

- 第 10 条 委員長は、専門委員会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (部会)

- 第 11 条 専門委員会の担当事務のうち、第 2 条第 3 号及び第 4 号に係る事務は、原則として、部会により調査審議を行うものとする。
- 2 部会長は、前項の部会による調査審議において、必要があると認めるときは、委員長、副委員長その他の委員に対し、助言を求めることができる。
- 3 第 5 条第 1 項及び第 3 項並びに第 7 条から前条までの規定は、部会に調査審議させる場合について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項中「第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する調査」は「部会における調査」と、同条第 3 項中「専門委員会」とあるのは「部会」と、第 7 条から前条までの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、読み替えるものとする。
- 4 部会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

#### (秘密の保持)

- 第 12 条 委員及び臨時委員は、調査等を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### (庶務)

- 第 13 条 専門委員会の庶務は教育委員会事務局不登校支援・いじめ対策部不登校支援・いじめ対策課において処理する。

#### (委任)

- 第 14 条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 いじめ問題等連絡会議設置に関する要綱（平成 8 年 5 月 17 日施行）は廃止する。ただし、第 1 回横浜市いじめ問題専門委員会の開催までは、その効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月28日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。